

令和 7 年 1 月 2 7 日
国立大学法人宮崎大学

国立大学法人宮崎大学の会計監査人候補者の公募について

1 公募の趣旨

国立大学法人宮崎大学（以下「本法人」という。）は、法令の定めにより会計監査人の監査を受けることとされており、会計監査人の選任は文部科学大臣が行うが、選任に当たっては本法人が会計監査人候補者（以下「候補者」という。）を選定し、文部科学大臣に会計監査人候補者名簿（以下「名簿」という。）を提出することとされている。

このことから、公募により提案書の募集を行い、会計監査人候補者の選定を行うものである。

2 担当部局

〒889-2192

宮崎市学園木花台西1丁目1番地

宮崎大学監査室

電話：0985-58-7969

e-mail：kansa@of.miyazaki-u.ac.jp

3 会計監査人の選定方法

提出された提案書及び見積書を基に総合評価を行い、会計監査人候補者として選定する。

4 候補者の資格

国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条の2において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第41条に規定する資格を有する者とする。

5 提出書類

(1) 提案書

提案書は、令和7年度～令和9年度の3ヶ年度分として作成すること。

別紙「提案書の記載事項」のとおり（用紙サイズはA4判縦、様式は任意）

(2) 監査報酬見積書

監査報酬見積書は、令和7年度～令和9年度の3ヶ年度分として（旅費等の必要経費を含む）年度毎に作成すること。また、日数、単価、旅費等の算出根拠を明確にした算定内訳を添付すること。

6 選定のための提案書・監査報酬見積書提出期限、場所及び方法等

(1) 提出期限 令和7年2月28日（金）17時15分必着

- (2) 提出場所 上記2に同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送（書留又は配達証明に限る。）すること。電送によるものは、受付けない。
- (4) 提出部数 8部

7 プレゼンテーションの実施日時、場所及び方法

- (1) 候補者の選定に当たっては、以下のとおりプレゼンテーションを実施する。
 - ①実施日時 令和7年3月上旬頃（詳細については、提案者に別途通知する。）
 - ②実施場所 宮崎大学木花キャンパス事務局会議室（事務局棟）
 - ③出席者 出席者は、監査責任者を含む3人以内とする。
- (2) 実施方法
 - 説明は15分程度で行い、その後15分程度の質疑応答を行う。
 - ※ 悪天候等によりオンラインで実施する場合があります。

8 その他

- (1) 今回の選定は、令和7年度から令和9年度の複数年の候補者の選定であるが、毎年度文部科学大臣の選任を受けることから、契約は単年度契約とする。
また、令和8年度以降については、本学において監査業務内容等を評価・検証したうえで、適切であると認められた場合に限り、引き続き文部科学大臣の選任を求めることとする。
なお、評価・検証に際しては、資料等の提出を求める場合がある。
- (2) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案書の無効等
 - ①虚偽の内容が記載されている提案書は無効とし、候補者の選定についてはこれを取り消す。
 - ②提案書が次の条件の一に該当する場合は、失格とする。
 - ア 提出期限、場所及び方法等に適合していないもの。
 - イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ウ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (4) 提案書は、返却しない。ただし、候補者として選定した提案者の提案書以外は、提出時に返却の希望があったものののみ返却する。なお、返却を希望する者は、その旨を提案書に記載すること。
- (5) 提案書は、本手続以外に提案者に無断で使用しない。ただし、公正性、透明性及び客観性を確保するため必要があるときは、公表することがある。
- (6) 提案書は、候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (7) 提案書の提出期限以降における提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載された監査責任者は、病休、死亡、退職等の極めて特別の理由があると認めた場合を除き変更することはできない。なお、当該者の変更を認めた場合を除き当該者を配置できない場合は、候補者としての選定についてはこれを取り消すことがある。
- (8) 提案書の作成のために本法人より受領した資料は、本法人の了解なく公表又は他の目的のために使用することはできない。